

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月10日

【四半期会計期間】 第16期第1四半期
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 雅 博

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 瀬 越 俊 哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 瀬 越 俊 哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | | 第15期 | | 第16期 | | 第15期 | |
|------------------------------|-------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|------|--|
| | | 第1四半期連結累計(会計)期間 | | 第1四半期連結累計(会計)期間 | | 第15期 | |
| 会計期間 | | 自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日 | 自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日 | 自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日 | | | |
| 売上高 | (百万円) | 67,635 | 70,506 | 279,856 | | | |
| 経常利益 | (百万円) | 34,085 | 37,573 | 143,360 | | | |
| 四半期(当期)純利益 | (百万円) | 19,238 | 21,656 | 83,523 | | | |
| 純資産額 | (百万円) | 248,884 | 316,618 | 312,273 | | | |
| 総資産額 | (百万円) | 323,274 | 404,812 | 418,262 | | | |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 4,236.96 | 5,408.83 | 5,335.79 | | | |
| 1株当たり四半期(当期)純利益金額 | (円) | 331.07 | 373.29 | 1,438.23 | | | |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 | (円) | 330.81 | 372.96 | 1,437.03 | | | |
| 自己資本比率 | (%) | 76.2 | 77.5 | 74.0 | | | |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | 36,136 | 5,542 | 140,095 | | | |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | 3,418 | 4,383 | 7,356 | | | |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | 18,188 | 26,834 | 31,381 | | | |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (百万円) | 51,409 | 101,241 | 138,238 | | | |
| 従業員数 | (名) | 4,945 | 4,981 | 4,882 | | | |

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当グループが営む事業内容の重要な変更および主要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(1) 事業内容の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は各事業統括本部にて各サービスを主管し、サービスの向上と売上の拡大を目指し事業活動を展開しております。したがって、当社は各事業統括本部を基礎とした事業セグメントから構成されており、「メディア事業」、「BS事業」および「コンシューマ事業」の3つを報告セグメントとしております。なお、適用後の報告セグメントと事業の内容は次のとおりであります。

| 報告セグメント | 事業の内容 |
|----------|---|
| メディア事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ディスプレイ広告 バナー、テキスト、メール、映像 ・リスティング広告（広告会社経由） 検索連動型広告、興味関心連動型広告 等 ・「Yahoo!リサーチ」等の売上 等 |
| BS事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・リスティング広告（オンライン経由） 検索連動型広告、興味関心連動型広告 等 ・「Yahoo!不動産」、「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・データセンター関連売上 ・「Yahoo!ウェブホスティング」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、 「Yahoo!トラベル」等の売上 等 |
| コンシューマ事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・「Yahoo!オークション」のテナント料・手数料およびシステム利用料 ・「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・「Yahoo!プレミアム」の売上 ・コンテンツ料金、「Yahoo! BB」のISP料金 ・「Yahoo! BB」のインセンティブ 等 |

(2) 主要な関係会社の異動

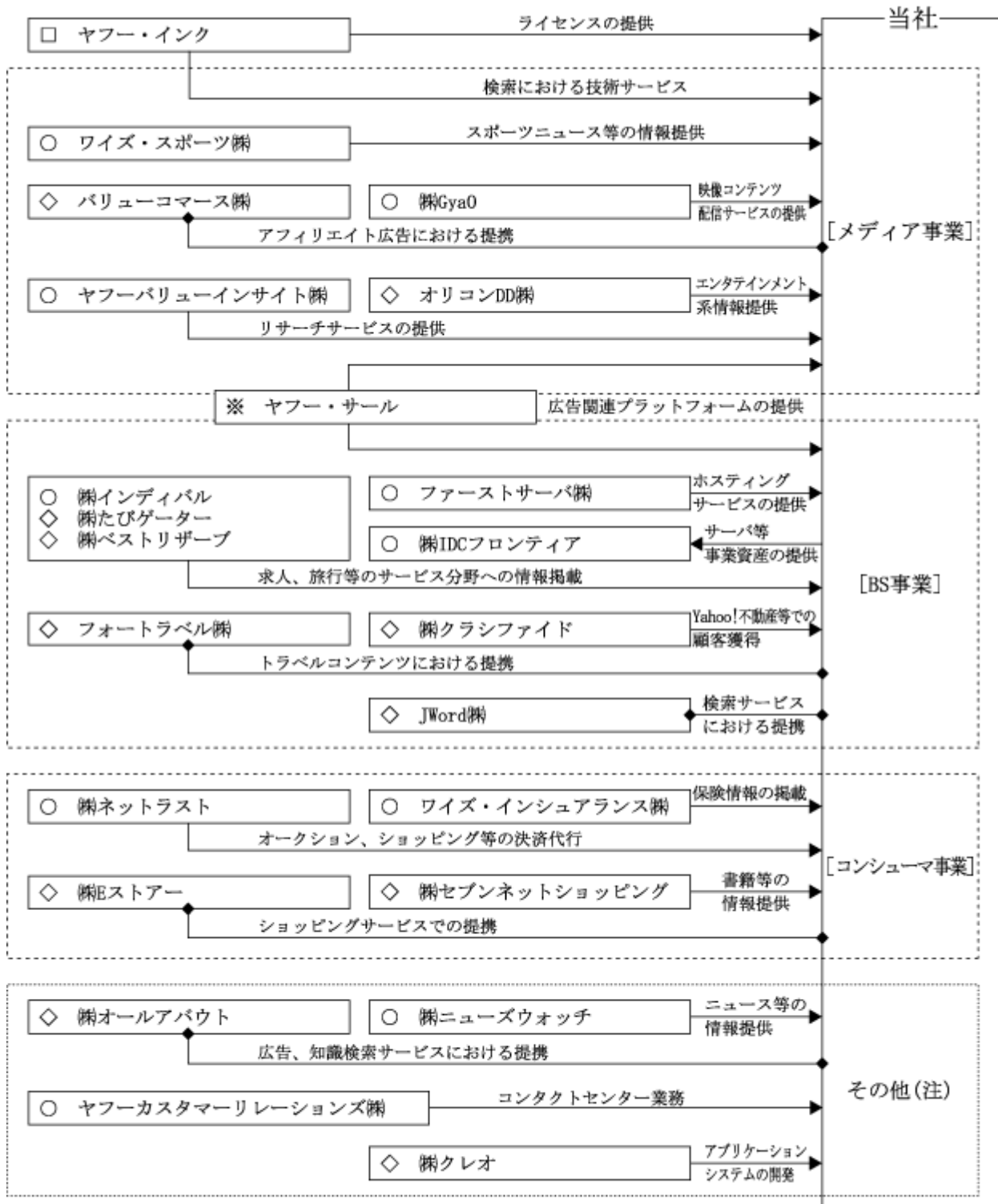
連結子会社のうちBBIX株式会社は、当社が所有する株式を一部売却したため、子会社ではなくなりました。

なお、(1) 事業内容の重要な変更、(2) 主要な関係会社の異動 を踏まえた「当社の関係会社および継続的で緊密な事業上の関係がある関連当事者の事業内容と報告セグメントとの関係」および「事業の系統図」は、(3)および(4)のとおりであります。

(3) 当社の関係会社および継続的で緊密な事業上の関係がある関連当事者の事業内容と報告セグメントとの関係

| 区分 | 名称 | 主な事業内容 | 報告セグメント |
|-------------------------|--|--|-------------|
| 親会社 | ソフトバンク(株) | 持株会社 | |
| その他の関係会社 | ヤフー・インク | インターネットを利用した広告の販売 | 全セグメント |
| 連結子会社 | ワイズ・スポーツ(株) | スポーツ情報の取材および記事・コンテンツ制作 | メディア事業 |
| | (株)ネットラスト | オンラインでの決済事業 | コンシューマ事業 |
| | ワイズ・インシュアランス(株) | 生命保険代理業および損害保険代理業 | コンシューマ事業 |
| | (株)インディバル | インターネットにおける求人事業、勤怠管理関連サービスの企画・運営 | BS事業 |
| | ファーストサーバ(株) | レンタルサーバ、ドメイン登録、その他インターネット関連サービスの情報処理サービス業 | BS事業 |
| | ヤフーバリューインサイト(株) | インターネット上の調査事業 | メディア事業 |
| | (株)ニュースウォッチ | 言語処理技術を基にした各種情報サービスの提供 | |
| | ヤフーカスタマーリレーションズ(株) | コンタクトセンター業務 | |
| | (株)IDCフロンティア | データセンター事業 | BS事業 |
| | (株)GyaO | インターネットを利用した映像・コンテンツ配信サービスおよび広告販売 | メディア事業 |
| 持分法適用 関連会社 | (株)たびゲーター | インターネットを利用した旅行商品販売 | BS事業 |
| | (株)オールアバウト | 専門ガイドによる総合情報サイト、インターネット広告事業 | |
| | (株)クレオ | システム開発事業、パッケージソフトの企画・開発・販売事業、ヘルプデスクサービスなどのサポートサービス事業 | |
| | JWord(株) | JWord(日本語キーワード)事業、テクノロジーライセンス事業 | BS事業 |
| | バリューコマース(株) | 成果報酬型インターネット広告システムの運営 | メディア事業 |
| | (株)セブンネットショッピング | インターネットによる商品の販売およびサービスの提供 | コンシューマ事業 |
| | オリコンDD(株) | WEBサイトの運営ならびに携帯電話向けコンテンツ販売 | メディア事業 |
| | フォートラベル(株) | 「旅行のクチコミサイト フォートラベル」サイト運営 | BS事業 |
| | (株)クラシファイド | クラシファイド広告専門販売業 | BS事業 |
| | (株)ベストリザーブ | インターネット宿泊予約サービス | BS事業 |
| (株)Eストアー | WEBショップを構築・運営するためのサーバやシステムの提供および店舗運営サポート | コンシューマ事業 | |
| 関連当事者 (その他の関係会社の子会社) | ヤフー・セール | インターネット広告事業 | メディア事業・BS事業 |

(4) 事業の系統図



○ 連結子会社 ◇ 持分法適用関連会社 □ その他の関係会社

※ 関連当事者 (その他の関係会社の子会社) (会社表記は順不同)

(注) その他は、報告セグメントに属していない連結子会社、持分法適用関連会社です。

3 【関係会社の状況】

連結子会社のうちBBIX株式会社は、当社が所有する株式を一部売却したため、子会社ではなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

| | |
|---------|----------------|
| 従業員数(名) | 4,981 (271) |
|---------|----------------|

- (注) 1 従業員数は、当グループから当グループ外への出向者を除き、当グループ外から当グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

| | |
|---------|----------------|
| 従業員数(名) | 3,743 (129) |
|---------|----------------|

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績および受注実績

当グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない事業も多いため、セグメントごとに生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 販売高(百万円) | 前年同四半期比(%) |
|-----------|----------|------------|
| メディア事業 | 25,605 | |
| BS事業 | 18,444 | |
| コンシューマ事業 | 26,289 | |
| 調整額 (注) 1 | 166 | |
| 合計 | 70,506 | |

(注) 1 調整額は、報告セグメントに属していない連結子会社の売上およびセグメント間取引です。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

前年同四半期と比較して、リスティング広告およびディスプレイ広告の売上が増加したほか、情報掲載サービスや「Yahoo!ショッピング」の売上の伸びも寄与し当第1四半期連結会計期間の売上高が増加、一方で事業運営の効率化など継続的にコスト削減に努めた結果、通信費や減価償却費などが減少し、営業利益、経常利益ともに約1割の増益となりました。

<メディア事業>

当第1四半期連結会計期間におけるメディア事業は、リスティング広告（広告会社経由）およびディスプレイ広告の売上とともに、前年同四半期と比較して増加しました。

リスティング広告（広告会社経由）については、検索連動型広告において、百貨店・通販・ショッピングモールや旅行・交通・レジャーなどの企業からの出稿が増加したほか、興味関心連動型広告についても引き続き出稿が拡大、前年同四半期比で大きく伸長した結果、リスティング広告（広告会社経由）全体の売上は、前年同四半期と比較して増加しました。

ディスプレイ広告においては、金融・保険・証券、自動車・関連品、不動産関連の企業からの出稿が増加し、前年同四半期比で売上が拡大しました。広告商品別では、ブランディング効果の高い広告商品である「ブランドパネル」の売上が前年同四半期と比較して大きく増加したほか、「プライムディスプレイ」の売上についても前年同四半期比で上回りました。行動ターゲティング広告については、不動産・建設などの企業からの出稿が増加しました。デモグラフィックターゲティング広告については、食品、エステ・美容関連など女性をターゲットとした企業からの出稿が大きく伸びました。エリアターゲティング広告については、不動産・建設などの企業からの出稿が増加しました。

モバイル広告の売上に関しては、ディスプレイ広告において情報・通信サービス関連企業からの出稿が伸びたほか、検索連動型広告や興味関心連動型広告の売上も増加し、前年同四半期と比較して売上を伸ばしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のメディア事業の売上高は256億円、営業利益は130億円、経常利益は131億円となり、全売上高に占める割合は36.3%となりました。

<BS事業>

当第1四半期連結会計期間におけるBS事業は、リスティング広告（オンライン経由）の売上が引き続き拡大したほか、情報掲載サービスの売上も前年同四半期比で増加しました。

広告関連では、中小企業を中心としたオンライン経由での広告出稿が引き続き拡大しており、検索連動型広告の売上が前年同四半期比で増加しました。興味関心連動型広告については、広告の品質向上のため掲載ガイドラインを厳しくしたことにより売上の伸びが短期的に鈍化したものの、モバイルでの売上は引き続き高い伸びを見せました。また、「Yahoo!不動産」や「Yahoo!リクナビ」の情報掲載料の売上が前年同四半期比で増加するなど回復基調が強まったほか、「Yahoo!トラベル」の売上も前年同四半期比で増加しました。データセンター関連では、株式会社IDCフロンティアの提供するクラウドコンピューティングサービスの利用が伸びました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のBS事業の売上高は184億円、営業利益は88億円、経常利益は89億円となり、全売上高に占める割合は26.2%となりました。

< コンシューマ事業 >

当第1四半期連結会計期間におけるコンシューマ事業は、「Yahoo!ショッピング」の取扱高が拡大し売上を伸ばしたほか、Yahoo!プレミアム会員ID数も増加し売上が伸びましたが、「Yahoo!オークション」の取扱高の減少により、売上高は前年同四半期比で微減となりました。

「Yahoo!ショッピング」において、「スタークラブ」を活用したさまざまなポイントキャンペーンを実施したほか、季節に合わせた販促企画を展開し利用の拡大に努めた結果、取扱高が増加しました。特にモバイル向けキャンペーンを拡大したことなどにより、モバイル経由の取扱高が大幅に伸びました。

「Yahoo!プレミアム」においては、引き続きYahoo!プレミアム会員特典の拡充を図るとともに、外部パートナーとの特典連動の強化にも努めました。平成22年6月末のYahoo!プレミアム会員ID数は760万ID（前年同月末比2.0%増）となり、売上も前年同四半期と比べ増加しました。「Yahoo!オークション」においては、スマートフォンでの利用が増加したものの、落札単価の低下が続いたことなどにより、「Yahoo!オークション」全体の取扱高は前年同四半期と比べて減少しました。有料コンテンツについては、前年同四半期と比べ「Yahoo!パートナー」や「Yahoo!ゲーム」などの売上が増加しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のコンシューマ事業の売上高は262億円、営業利益は176億円、経常利益は175億円となり、全売上高に占める割合は37.3%となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、前年同四半期連結会計期間末と比べて81,537百万円増加し、404,812百万円となりました。これは、現金及び預金が50,832百万円増加したことなどによります。

負債合計は13,804百万円増加し、88,194百万円となりました。これは、未払法人税等が23,899百万円増加したことなどによります。

純資産合計は67,733百万円増加し、316,618百万円となりました。これは、利益剰余金が69,821百万円増加したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間の営業活動においては、主に法人税等の支払があったことにより5,542百万円の支出となりました。

投資活動においては、主に投資有価証券の取得およびサーバー等設備の取得により、4,383百万円の支出となりました。

財務活動においては、主に配当金の支払および長期借入金の返済により、26,834百万円の支出となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の現金及び現金同等物の当四半期末残高は101,241百万円となり、前年同四半期連結会計期間末と比べて49,832百万円の増加となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間の営業活動において、当グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は40百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 241,600,000 |
| 計 | 241,600,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成22年8月10日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--|-----------------------------|---|---------------------|
| 普通株式 | 58,119,962 | 58,120,836 | 東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (JASDAQ市場) | 単元株制度を採用 していません。 |
| 計 | 58,119,962 | 58,120,836 | | |

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(旧商法に基づく新株引受権を含む)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19に基づき発行した新株引受権

株主総会の特別決議日(平成12年12月8日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|--|
| 新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 28,131 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 19,416 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成14年12月9日～平成22年12月8日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 19,416 資本組入額 9,708 |
| 新株予約権の行使の条件 | 対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

株主総会の特別決議日(平成13年6月20日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|--|
| 新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 15,946 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 9,559 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成15年6月21日～平成23年6月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 9,559 資本組入額 4,780 |
| 新株予約権の行使の条件 | 対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

株主総会の特別決議日(平成13年12月7日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|--|
| 新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 17,437 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 8,497 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成15年12月8日～平成23年12月7日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 8,497 資本組入額 4,249 |
| 新株予約権の行使の条件 | 対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みにに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株予約権

平成14年度第1回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年7月29日発行)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 64 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 16,384 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 10,196 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年6月21日～平成24年6月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 10,196 資本組入額 5,098 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成14年度第2回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年11月20日発行)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 3 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 768 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 11,375 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年6月21日～平成24年6月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 11,375 資本組入額 5,688 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成15年度第1回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年7月25日発行）

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 248 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 15,872 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 33,438 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年6月21日～平成25年6月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 33,438 資本組入額 16,719 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成15年度第2回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年11月4日発行）

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 42 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,344 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 51,478 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年6月21日～平成25年6月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 51,478 資本組入額 25,739 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成15年度第3回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年1月29日発行)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 33 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,056 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 47,813 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年6月21日～平成25年6月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 47,813 資本組入額 23,907 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成15年度第4回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年5月13日発行)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 31 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 496 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 78,512 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年6月21日～平成25年6月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 78,512 資本組入額 39,256 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、分割の場合は当該調整を行わないものとし、併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成16年度第1回新株予約権

（平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年7月29日発行）

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 555 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 8,880 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 65,290 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年6月18日～平成26年6月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 65,290 資本組入額 32,645 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成16年度第2回新株予約権

（平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年11月1日発行）

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 47 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 376 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 62,488 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年6月18日～平成26年6月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 62,488 資本組入額 31,244 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成16年度第3回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年1月28日発行)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 28 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 224 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 65,375 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年6月18日～平成26年6月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 65,375 資本組入額 32,688 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成16年度第4回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年5月12日発行)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 52 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 208 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 60,563 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年6月18日～平成26年6月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 60,563 資本組入額 30,282 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成17年度第1回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年7月28日発行)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,256 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,024 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 58,500 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年6月18日～平成27年6月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 58,500 資本組入額 29,250 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成17年度第2回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年11月1日発行)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 75 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 150 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 62,000 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年6月18日～平成27年6月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 62,000 資本組入額 31,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成17年度第3回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年1月31日発行)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 124 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 248 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 79,500 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年6月18日～平成27年6月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 79,500 資本組入額 39,750 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

平成17年度第4回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年5月2日発行)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 81 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 81 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 67,940 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年6月18日～平成27年6月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 67,940 資本組入額 33,970 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めたところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式分割の場合は当該調整を行わないものとし、株式併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額（以下「払込金額」）は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{分割・新規発行による増加株式数}}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成18年度第1回新株予約権

(平成18年8月23日取締役会の決議に基づき平成18年9月6日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 7,609 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 7,609 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 47,198 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年8月24日～平成28年8月23日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 47,198 資本組入額 23,599 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成18年度第2回新株予約権

(平成18年10月23日取締役会の決議に基づき平成18年11月6日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 269 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 269 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 44,774 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年10月24日～平成28年10月23日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 44,774 資本組入額 22,387 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成18年度第3回新株予約権

(平成19年1月24日取締役会の決議に基づき平成19年2月7日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 267 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 267 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 47,495 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年1月25日～平成29年1月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 47,495 資本組入額 23,748 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議でなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの行使価額（（注）5記載の調整を行う場合は調整後の1株当たりの行使価額）の2分の1を継続して1年間下回るときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が（注）1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第1回新株予約権

（平成19年4月24日取締役会の決議に基づき平成19年5月8日割当）

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 567 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 567 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 45,500 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年4月25日～平成29年4月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 45,500 資本組入額 22,750 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成19年度第2回新株予約権

（平成19年7月24日取締役会の決議に基づき平成19年8月7日割当）

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 9,125 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 9,125 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 40,320 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年7月25日～平成29年7月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 40,320 資本組入額 20,160 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第3回新株予約権

(平成19年10月24日取締役会の決議に基づき平成19年11月7日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 712 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 712 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 51,162 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年10月25日～平成29年10月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 51,162 資本組入額 25,581 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成19年度第4回新株予約権

(平成20年1月30日取締役会の決議に基づき平成20年2月13日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 784 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 784 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 47,500 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年1月31日～平成30年1月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 47,500 資本組入額 23,750 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成20年度第1回新株予約権

(平成20年4月25日取締役会の決議に基づき平成20年5月9日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,577 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,577 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 51,781 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年4月26日～平成30年4月25日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 51,781 資本組入額 25,891 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成20年度第2回新株予約権

(平成20年7月25日取締役会の決議に基づき平成20年8月8日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 11,202 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 11,202 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 40,505 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年7月26日～平成30年7月25日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 40,505 資本組入額 20,253 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成20年度第3回新株予約権

(平成20年10月24日取締役会の決議に基づき平成20年11月7日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 371 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 371 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 34,000 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年10月25日～平成30年10月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 34,000 資本組入額 17,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成20年度第4回新株予約権

(平成21年1月27日取締役会の決議に基づき平成21年2月10日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 336 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 336 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 32,341 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年1月28日～平成31年1月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 32,341 資本組入額 16,171 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成21年度第1回新株予約権

(平成21年4月28日取締役会の決議に基づき平成21年5月12日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 878 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 878 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 26,879 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年4月29日～平成31年4月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 26,879 資本組入額 13,440 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成21年度第2回新株予約権

(平成21年7月28日取締役会の決議に基づき平成21年8月11日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 12,483 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 12,483 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 30,700 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年7月29日～平成31年7月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 30,700 資本組入額 15,350 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成21年度第3回新株予約権

(平成21年10月27日取締役会の決議に基づき平成21年11月10日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 275 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 275 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 28,737 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年10月28日～平成31年10月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 28,737 資本組入額 14,369 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成21年度第4回新株予約権

(平成22年1月27日取締役会の決議に基づき平成22年2月10日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 561 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 561 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 32,050 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年1月28日～平成32年1月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 32,050 資本組入額 16,025 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

平成22年度第1回新株予約権

(平成22年4月27日取締役会の決議に基づき平成22年5月11日割当)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|---|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 700 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 700 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 35,834 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年4月28日～平成32年4月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | 発行価格 35,834 資本組入額 17,917 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)1参照 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)2参照 |

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。
- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 | 1,053 | 58,119,962 | 10 | 7,531 | 10 | 2,612 |

(注) ストック・オプション(新株予約権等を含む)の権利行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------|------------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 103,955 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 58,014,954 | 58,014,954 | |
| 単元未満株式 | | | |
| 発行済株式総数 | 58,118,909 | | |
| 総株主の議決権 | | 58,014,954 | |

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が271株(議決権271個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

| 所有者の氏名 または名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|---------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) ヤフー株式会社 | 東京都港区赤坂 九丁目7番1号 | 103,955 | | 103,955 | 0.2 |
| 計 | | 103,955 | | 103,955 | 0.2 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年4月 | 5月 | 6月 |
|-------|---------|--------|--------|
| 最高(円) | 38,500 | 35,550 | 36,450 |
| 最低(円) | 34,100 | 30,150 | 31,800 |

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 103,241 | 139,238 |
| 売掛金 | 34,491 | 37,391 |
| たな卸資産 | 1 192 | 1 201 |
| その他 | 51,501 | 27,966 |
| 貸倒引当金 | 1,514 | 1,455 |
| 流動資産合計 | 187,912 | 203,342 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 2 27,828 | 2 27,120 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 4,686 | 4,896 |
| その他 | 9,710 | 10,054 |
| 無形固定資産合計 | 14,396 | 14,950 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 160,776 | 159,993 |
| その他 | 13,972 | 12,928 |
| 貸倒引当金 | 74 | 72 |
| 投資その他の資産合計 | 174,674 | 172,849 |
| 固定資産合計 | 216,899 | 214,920 |
| 資産合計 | 404,812 | 418,262 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 6,884 | 7,502 |
| 短期借入金 | - | 10,000 |
| 未払法人税等 | 37,635 | 47,107 |
| その他 | 41,235 | 40,959 |
| 流動負債合計 | 85,755 | 105,569 |
| 固定負債 | 2,438 | 419 |
| 負債合計 | 88,194 | 105,988 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 7,531 | 7,521 |
| 資本剰余金 | 2,612 | 2,602 |
| 利益剰余金 | 305,437 | 300,496 |
| 自己株式 | 3,068 | 3,068 |
| 株主資本合計 | 312,512 | 307,550 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,301 | 1,978 |
| 繰延ヘッジ損益 | 14 | 25 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,286 | 2,004 |
| 新株予約権 | 500 | 450 |
| 少数株主持分 | 2,318 | 2,267 |
| 純資産合計 | 316,618 | 312,273 |
| 負債純資産合計 | 404,812 | 418,262 |

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|--------------------------|---|---|
| 売上高 | 67,635 | 70,506 |
| 売上原価 | 7,871 | 7,627 |
| 売上総利益 | 59,763 | 62,878 |
| 販売費及び一般管理費 | ¹ 25,500 | ¹ 25,271 |
| 営業利益 | 34,263 | 37,606 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4 | 33 |
| 未払配当金除斥益 | 10 | - |
| 為替差益 | - | 51 |
| その他 | 29 | 47 |
| 営業外収益合計 | 44 | 133 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 76 | 15 |
| 持分法による投資損失 | 97 | 41 |
| 固定資産除却損 | - | 57 |
| その他 | 48 | 51 |
| 営業外費用合計 | 222 | 166 |
| 経常利益 | 34,085 | 37,573 |
| 特別利益 | | |
| 子会社株式売却益 | - | 47 |
| 前受金取崩益 | - | 114 |
| その他 | - | 0 |
| 特別利益合計 | - | 163 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 381 | - |
| 減損損失 | ² 797 | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 1,144 |
| その他 | 60 | 54 |
| 特別損失合計 | 1,240 | 1,199 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 32,845 | 36,538 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 14,032 | 11,016 |
| 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額 | - | ³ 26,450 |
| 法人税等調整額 | 498 | ³ 22,708 |
| 法人税等合計 | 13,533 | 14,758 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | - | 21,779 |
| 少数株主利益 | 73 | 123 |
| 四半期純利益 | 19,238 | 21,656 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|--------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 32,845 | 36,538 |
| 減価償却費 | 2,443 | 2,257 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 1,144 |
| 減損損失 | 797 | - |
| のれん償却額 | 312 | 202 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 72 | 60 |
| ポイント引当金の増減額(は減少) | 345 | 44 |
| 役員賞与引当金の増減額(は減少) | 159 | 184 |
| 投資有価証券評価損益(は益) | 381 | - |
| 持分法による投資損益(は益) | 97 | 41 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 1,560 | 3,136 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 466 | 610 |
| その他の流動資産の増減額(は増加) | 362 | 1,853 |
| その他の流動負債の増減額(は減少) | 52 | 93 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 217 | 384 |
| その他 | 120 | 137 |
| 小計 | 39,667 | 40,931 |
| 法人税等の支払額 | 3,531 | 46,474 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 36,136 | 5,542 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 1,000 | 1,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 2,319 | 1,580 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 753 | 508 |
| 投資有価証券の取得による支出 | - | 2,002 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 6 | 0 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | - | 204 |
| その他 | 647 | 502 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 3,418 | 4,383 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の返済による支出 | 440 | - |
| 長期借入金の返済による支出 | 10,000 | 10,000 |
| 新株予約権の行使による株式の発行による収入 | 11 | 20 |
| 配当金の支払額 | 7,555 | 16,710 |
| その他 | 204 | 143 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 18,188 | 26,834 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 14,528 | 36,760 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 36,996 | 138,238 |
| 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額 | 115 | 236 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 51,409 | 101,241 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | |
|---|--|
| 1 | <p>連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間における連結範囲の異動は減少1社であり、内容は以下のとおりであります。 株式一部売却による減少 BBIX株</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 10社</p> |
| 2 | <p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益および経常利益はそれぞれ48百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は1,193百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,843百万円であります。</p> |

【表示方法の変更】

| 当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | |
|---|--|
| (四半期連結損益計算書関係) | |
| <p>前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「未払配当金除斥益」として掲記されたものは、営業外収益総額の100分の20以下となったため、当第1四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「未払配当金除斥益」は12百万円であります。</p> <p>前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「為替差益」は0百万円であります。</p> <p>前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は1百万円であります。</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p> | |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 項目 | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|--------------------------|------------|--------|-------|-----|--------|---|--------------|------------|--------|-------|-----|--------|
| 1 たな卸資産 | <table border="0"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>19 百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>140</td> </tr> </table> | 商品及び製品 | 19 百万円 | 仕掛品 | 32 | 貯蔵品 | 140 | <table border="0"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>23 百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>136</td> </tr> </table> | 商品及び製品 | 23 百万円 | 仕掛品 | 41 | 貯蔵品 | 136 |
| 商品及び製品 | 19 百万円 | | | | | | | | | | | | | |
| 仕掛品 | 32 | | | | | | | | | | | | | |
| 貯蔵品 | 140 | | | | | | | | | | | | | |
| 商品及び製品 | 23 百万円 | | | | | | | | | | | | | |
| 仕掛品 | 41 | | | | | | | | | | | | | |
| 貯蔵品 | 136 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 有形固定資産の減価償却累計額 | 38,302百万円 | 36,810百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 3 貸出コミットメント | <p>当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>17,574 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>1,475</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>16,098</td> </tr> </table> | 貸出コミットメントの総額 | 17,574 百万円 | 貸出実行残高 | 1,475 | 差引額 | 16,098 | <p>当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>17,781 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>16,330</td> </tr> </table> | 貸出コミットメントの総額 | 17,781 百万円 | 貸出実行残高 | 1,450 | 差引額 | 16,330 |
| 貸出コミットメントの総額 | 17,574 百万円 | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出実行残高 | 1,475 | | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 16,098 | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出コミットメントの総額 | 17,781 百万円 | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出実行残高 | 1,450 | | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 16,330 | | | | | | | | | | | | | |

(四半期連結損益計算書関係)

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | | | | | | |
|--|---|--------|--|--------|----------|----------|-----|
| <p>1 主な販売費及び一般管理費</p> <table border="0"> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>123百万円</td> </tr> </table> | 貸倒引当金繰入額 | 123百万円 | <p>1 主な販売費及び一般管理費</p> <table border="0"> <tr> <td>給料及び手当</td> <td>5,103百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>181</td> </tr> </table> | 給料及び手当 | 5,103百万円 | 貸倒引当金繰入額 | 181 |
| 貸倒引当金繰入額 | 123百万円 | | | | | | |
| 給料及び手当 | 5,103百万円 | | | | | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 181 | | | | | | |
| <p>2 減損損失</p> <p>当社グループは、当第1四半期連結累計期間において以下のとおり減損損失を計上いたしました。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>のれん</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>当資産は当社が株式会社ブレイナーを吸収合併した際に計上したものであり、当初計画した事業計画において想定した収益が見込めないと評価したことから減損損失を計上しております。</p> <p>(3) 資産のグルーピングの方法</p> <p>当社グループは、事業統括本部を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、事業の廃止および再編成に係る資産については個々にグルーピングを行っております。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>当資産の回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、今後の将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値を零として減損損失を計上しております。</p> | 用途 | 種類 | 場所 | その他 | のれん | | |
| 用途 | 種類 | 場所 | | | | | |
| その他 | のれん | | | | | | |

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|---|---|
| | <p>3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額および法人税等調整額</p> <p>当四半期に発生した「法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額」は、当社がソフトバンク(株)(以下、「ソフトバンク」といいます。)からソフトバンクIDCソリューションズ(株)(以下、「IDC」といいます。)株式を取得し、同社を吸収合併した際にIDCの繰越欠損金を当社に引き継いで使用した税務処理が、当社の法人税の負担を不当に減少させるものであるとして東京国税局より更正されたものです。</p> <p>一方、IDC合併に関する税務処理に係わる追徴税額が発生した場合には、ソフトバンクが株式の取得価額の修正としてこれを当社に支払う旨の契約に基づき、子会社株式の取得価額の修正を行ったことに伴って負ののれんが発生していますが、当該負ののれんは今回の更正に伴いIDCの吸収合併時に計上した繰延税金資産の資産価値が否認されたことによって発生しているという実態を勘案し、当該実態をより適切に表すため、連結損益計算書上、「法人税等調整額」として計上しております。</p> <p>なお、当社はこの処分について国税不服審判所に対する審査請求を行うと共に、状況に応じて別途訴訟を提起して、当社の主張の正当性を徹底的に論証していく予定です。</p> |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------|------------------|-------|------------|--------|--|----------|-------------|------------------|-------|------------|---------|
| <p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成21年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">52,409 百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">51,409</td> </tr> </table> | 現金及び預金勘定 | 52,409 百万円 | 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 1,000 | 現金及び現金同等物計 | 51,409 | <p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成22年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">103,241 百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">101,241</td> </tr> </table> | 現金及び預金勘定 | 103,241 百万円 | 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 2,000 | 現金及び現金同等物計 | 101,241 |
| 現金及び預金勘定 | 52,409 百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 1,000 | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物計 | 51,409 | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び預金勘定 | 103,241 百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 2,000 | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物計 | 101,241 | | | | | | | | | | | | |

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 58,119,962 |

2 自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 103,955 |

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | 当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円) |
|------|--------------------------------|------------|--------------|------------------------------|
| 提出会社 | ストック・オプション として発行した新株予 約権 | | | 500 |
| 合計 | | | | 500 |

(注) 新株予約権のうち、平成20年度第2回、平成20年度第3回、平成20年度第4回、平成21年度第1回、平成21年度第2回、平成21年度第3回、平成21年度第4回、平成22年度第1回については、いずれも権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年5月20日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 16,708 | 288 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月10日 |

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

| | 広告事業 (百万円) | ビジネス サービス事業 (百万円) | パーソナル サービス事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|------|---------------|-------------------------|--------------------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | 33,200 | 15,758 | 18,968 | 67,926 | (291) | 67,635 |
| 営業利益 | 18,798 | 5,671 | 13,251 | 37,721 | (3,458) | 34,263 |

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しています。

(2) 事業区分の内容

| 事業区分 | 主要サービス |
|-------------|---|
| 広告事業 | インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告(バナー、テキスト、メール、動画)、企画広告制作費 ・ 成果連動広告(検索連動型広告、興味関心連動型広告、コンテンツ連動型広告、アフィリエイト広告)等 |
| ビジネスサービス事業 | 広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、 「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上 ・ データセンター関連売上 |
| パーソナルサービス事業 | 個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo! BB」のISP料金、コンテンツ料金等 |

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は各事業統括本部にて各サービスを主管し、サービスの向上と売上の拡大を目指し事業活動を展開しております。従って、当社は各事業統括本部を基礎とした事業セグメントから構成されており、「メディア事業」、「BS事業」及び「コンシューマ事業」の3つを報告セグメントとしております。

「メディア事業」は、主に、広告を掲載する各サービスの企画、コンテンツパートナーや広告会社と連携した広告商品の企画・販売をしております。「BS事業」は、主に、地域・生活圏の情報掲載サービスの企画、代理店・オンラインセールスを含めた中小企業クライアント向け商品・サービスの販売をしております。「コンシューマ事業」は、主に、コマース関連サービス、会員サービスや有料コンテンツ等の個人向けサービス、決済サービスの企画・販売をしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結損益計算書計上額 (注)2 |
|---------|---------|--------|----------|--------|-------------|-----------------------|
| | メディア事業 | BS事業 | コンシューマ事業 | 計 | | |
| 売上高 | 25,605 | 18,444 | 26,289 | 70,339 | 166 | 70,506 |
| セグメント利益 | 13,139 | 8,942 | 17,591 | 39,673 | 2,099 | 37,573 |

(注)1 セグメント利益の調整額 2,099百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,185百万円およびその他85百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間と同じ報告セグメントの区分および配分方法によった場合の前第1四半期連結累計期間の報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は以下のとおりです。

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結損益計算書計上額 (注)2 |
|---------|---------|--------|----------|--------|-------------|-----------------------|
| | メディア事業 | BS事業 | コンシューマ事業 | 計 | | |
| 売上高 | 23,554 | 17,453 | 26,419 | 67,427 | 207 | 67,635 |
| セグメント利益 | 11,035 | 7,418 | 18,075 | 36,529 | 2,443 | 34,085 |

(注)1 セグメント利益の調整額 2,443百万円には、セグメント間取引消去4百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,492百万円およびその他44百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1株当たり純資産額 5,408.83円 | 1株当たり純資産額 5,335.79円 |

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

| 項目 | 当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 316,618 | 312,273 |
| 普通株式に係る純資産額(百万円) | 313,798 | 309,555 |
| 差額の主な内訳(百万円) | | |
| 新株予約権 | 500 | 450 |
| 少数株主持分 | 2,318 | 2,267 |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 58,119,962 | 58,118,909 |
| 普通株式の自己株式数(株) | 103,955 | 103,955 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株) | 58,016,007 | 58,014,954 |

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額 331.07円 | 1株当たり四半期純利益金額 373.29円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 330.81円 | 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 372.96円 |

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

| 項目 | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|---|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益(百万円) | 19,238 | 21,656 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | | |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 19,238 | 21,656 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 58,108,331 | 58,015,318 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | | |
| 普通株式増加数(株) | 46,335 | 51,740 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要 | | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年5月20日開催の取締役会において、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

| | |
|--------------------|------------|
| 配当金の総額 | 16,708百万円 |
| 1株当たりの金額 | 288円00銭 |
| 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年6月10日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月31日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 松 本 保 範 印

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 望 月 明 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月30日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。